

# 平成28年度地方創生の推進並びに 地方税財政対策に関する重点要望

全国市議会議長会は、平成28年度地方創生の推進並びに地方税財政対策に関する重点要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成27年7月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 岡 下 勝 彦  
(高松市議会議長)

全 国 市 議 会 議 長 会 国 会 対 策 委 員 会  
委 員 長 向 後 保 雄  
(千葉市議会議長)

## 目 次

平成28年度地方創生の推進に関する重点要望 ..... 1

平成28年度地方税財政対策に関する重点要望 ..... 2

## 平成28年度地方創生の推進に関する重点要望

我が国が、将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

去る平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定された。現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

よって、国においては、地方創生の大きな潮流を創り出すためにも、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方が、自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」について、将来にわたり1兆円を上回る額を安定的に確保すること。
- 2 上記に加え、地方の創意工夫により、地方創生の取組を深化させるための新型交付金を平成28年度当初予算で創設し、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を上回る額を確保すること。なお、新型交付金は、既存の補助金の単なる振替によることなく、縦割りの個別補助ではない包括的なものとすること。
- 3 今後とも、地方創生の推進に当たっては、地方の意見の反映に努め、法令や制度等について柔軟に見直すなど地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう、議会の機能強化に努めること。

# 平成28年度地方税財政対策に関する重点要望

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成27年度において7兆8,000億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成28年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 平成28年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) さらに、地方創生の推進、人口減少対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 財源に不足が生じたときは、臨時財政対策債により補てんすることなく、地方交付税の法定率を引き上げて対応すること。

### 2 平成28年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。  
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 法人実効税率の見直しに当たっては、地方法人課税が貴重な地方税財源となっていることや、国税である法人税が地方交付税の原資となっていることを踏まえ、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

また、地方法人課税の偏在是正に係る具体的な制度設計等の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえて行うこと。

- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産に係る固定資産税は、収税が安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。

- (4) 消費税率10%段階の車体課税の見直しに当たっては、自動車税・軽自動車税における環境性能割の制度設計等により必要な代替財源の確保を図り、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。